

四日市市請負工事入札参加資格審査会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市請負工事入札参加資格審査会規程の一部を改正する規程
四日市市請負工事入札参加資格審査会規程（昭和46年四日市市訓令甲第13号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審査会は、<u>次の各号に掲げる事務を所掌する。</u></p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>予定価格2,000万円以上の工事の請負、建設関連維持管理業務委託（除草、芝生管理、樹木剪定等をいう。以下同じ。）及び工事委託及び予定価格1,000万円以上の工事用材料の購入及び建設工事関連業務委託（建設工事に関連する測量、調査及び設計業務をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札の入札及び契約の条件並びに予定価格500万円以上の指名競争入札の入札及び契約の条件及び参加者の選定及び随意契約に係る相手方の選定及び契約の条件について審査すること。</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審査会は、<u>次に掲げる事務を所掌する。</u></p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>予定価格500万円以上の工事の請負、予定価格1,000万円以上の工事用材料の購入及び予定価格500万円以上の建設工事関連業務委託（建設工事に関連する測量、調査及び設計業務）、建設関連維持管理業務委託（除草、芝生管理、樹木剪定等）及び工事委託に係る競争入札の入札及び契約の条件（指名競争入札にあっては参加者の選定を含む。）並びに予定価格500万円以上の随意契約に係る相手方の選定及び契約の条件について審査すること。</u></p>

(4) 指示限度額 2,000 万円以上の単価契約による工事の請負、建設関連維持管理業務委託及び工事委託並びに指示限度額 1,000 万円以上の単価契約による建設工事関連業務委託に係る一般競争入札の入札及び契約の条件について審査すること。

(5) (略)

(6) 予定価格 2,000 万円以上の工事の請負及び予定価格 1,000 万円以上の建設工事関連業務委託に係る公募型プロポーザル方式の募集及び契約の条件について審査すること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(部会)

第 7 条 (略)

2 前項の部会に属さない工事担当課及び事業担当課にあつては、前項の規定に準じて工事担当課長又は事業担当課長が調達契約課長に内申するものとする。

3 及び 4 (略)

(4) 指示限度額 500 万円以上の単価契約による工事の請負及び建設工事関連業務委託（建設工事に関連する測量。調査及び設計業務）、建設関連維持管理業務委託（除草、芝生管理、樹木剪定等）及び工事委託に係る競争入札の入札及び契約の条件について審査すること。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(部会)

第 7 条 (略)

2 前項の部会に属さない工事担当課にあつては、前項の規定に準じて工事担当課長が調達契約課長に内申するものとする。

3 及び 4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 8 年 2 月 26 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市請負工事入札参加資格審査会規程の規定は、令和 8 年度の予算

に係るものから適用し、令和7年度の予算に係るものについては、なお従前の例による。

(総務部調達契約課)